

議案第 19 号

公有水面埋立免許の出願に伴う意見について

公有水面埋立法（大正 10 年法律第 57 号）第 3 条第 1 項の規定により千葉県知事から次のとおりの公有水面埋立てに関し意見を求められたので、同条第 4 項の規定により議会の議決を求める。

平成 24 年 11 月 30 日提出

富津市長 佐久間 清 治

1 出願人

漁港管理者 千葉県

代 表 者 千葉県知事 鈴木 栄治

2 埋立場所

富津市富津字東下洲原 2 4 3 0 番 1 6 地先の公有水面

3 埋立地の用途及び面積

2 1 , 7 1 7 . 9 3 平方メートル

船揚場用地 2 , 4 5 4 . 8 2 平方メートル

野積場用地 1 4 , 4 1 8 . 7 8 平方メートル

道路用地 3 , 6 1 0 . 4 9 平方メートル

護岸用地 1 , 2 3 3 . 8 4 平方メートル

提案理由

千葉県が富津漁港（下洲地区）に船揚場、野積場、道路及び護岸の用地として 2 1 , 7 1 7 . 9 3 平方メートルの埋立免許を出願することに伴い、公有水面埋立法第 3 条第 1 項の規定による千葉県知事から市への意見聴取に異議ない旨回答することについて、同条第 4 項の規定により議会の議決を求めるものである。